

[3] 役員名簿

| 役 員 名 簿 | | | |
|--|---|---------------|-------------|
| 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇〇 | | | |
| 役 名 | 氏 名 | 住所又は居所 | 役員報酬 の有無 |
| 理 事 (理事長) | 〇 〇 〇 〇 | 島根県松江市殿町1番地 | 有 |
| | 「理事」「監事」を記載します。理事長などの役職名は（ ）書きします。 | | |
| 理 事 ・ ・ | 〇 〇 〇 〇 | 島根県出雲市〇〇町〇〇番地 | 無 |
| | 定款の附則と一致します。 住民票と一致します。 外国の方などでアルファベットを用いる場合は、（ ） 書きで読み方をカタカナで記載します。 | | |
| 監 事 | 〇 〇 〇 〇 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 | 無 |
| | 報酬の有無を記載します。 報酬を受ける役員は、役員総数の3分の1以下でなければなりません。 | | |
| 監 事 | 〇 〇 〇 〇 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 | 無 |
| 理事と監事は兼務できません。 法人の職員と監事は兼務できません。 監事は、役員報酬可、給料不可。 | | | |

※公益的な活動を行う法人であるという観点から、役員にはなれない場合があります。

(第1章1.(2)⑬をご覧ください。)

※NPO法人が私物化されるのを防ぐため、役員の子族の割合が制限されています。

(第1章1.(2)⑭をご覧ください。)